

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

#### 奈良県人事委員会規則第二十三号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十四年十二月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

#### 第四条 削除

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。